**愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容**

参考資料４－２

**（平成３０年１０月２９日更新分）**

１　「がん」の体系図に記載されている医療機関名

　〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「がん医療を提供する病院」の「胃」及び「大腸」欄中「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

　〔尾張東部医療圏〕

・「がん診療連携拠点病院等」及び「がん医療を提供する病院」の各欄中「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

〔尾張北部医療圏〕

・「がん診療連携拠点病院等」欄に「厚生連江南厚生病院」を追加。

２　「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名

　〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「高度救命救急医療機関」欄中「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄に「重工記念病院」及び「中部労災病院」を追加し、「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」欄中「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更し、同欄から「中部労災病院」を削除。

〔尾張東部医療圏〕

・「高度救命救急医療機関」欄中「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄に「藤田医科大病院」を追加し、「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」欄から「藤田保健衛生大病院」を削除。

〔知多半島医療圏〕

・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄から「厚生連知多厚生病院」を削除。

〔その他〕

・注３中「平29年10月1日現在」を「平成30年8月1日現在」に変更。

３　「心血管疾患」の体系図に記載されている医療機関名

　〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「高度救命救急医療機関」及び「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」欄中「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

　〔尾張東部医療圏〕

・「高度救命救急医療機関」欄中「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

（４　「精神科救急」の体系図に記載されている医療機関名　変更なし）

５　「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

　〔名古屋・尾張中部医療圏〕

（名古屋Ｄ）

・「第２次救急医療体制」の「病院群輪番制参加病院」欄から「三菱名古屋病院」を削除し、同欄中「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

　　（尾張西北部Ｆ）

・「第２次救急医療体制」の「病院群輪番制参加病院」欄に「はるひ呼吸器病院」を追加し、「搬送協力医療機関」の「病院」欄から同病院を削除。

　〔尾張東部医療圏〕

（尾張東部Ｉ）

・「初期救急医療体制」の「休日夜間診療所」欄中「日進市休日急病診療所」を「東名古屋医師会休日急病診療所」に、「第３次救急医療体制」欄中「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

　〔尾張西部医療圏〕

（尾張西北部Ｆ）

・「第２次救急医療体制」の「病院群輪番制参加病院」欄に「はるひ呼吸器病院」を追加し、「搬送協力医療機関」の「病院」欄から同病院を削除。

　〔尾張北部医療圏〕

（春日井小牧Ｈ）

・「第２次救急医療体制」の「病院群輪番制参加病院」欄に「名古屋徳洲会総合病院」を追加し、「搬送協力医療機関」の「病院」欄から同病院を削除。

〔その他〕

・表の下「平成29年10月1日現在」を「平成30年7月1日現在」に変更。

６「災害医療」の体系図に記載されている医療機関名

　〔尾張東部医療圏〕

・「災害拠点病院」欄中「藤田保健衛生大病院」の名称を「藤田医科大病院」に変更。

７　「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名

　〇地域周産期医療施設（正常分娩等軽度な場合）

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「分娩を実施している医療機関」の「病院」欄中「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

　〔尾張東部医療圏〕

・「分娩を実施している医療機関」の「病院」欄中「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

　〇地域周産期母子医療センター（ハイリスク分娩等重篤な場合）

〔尾張東部医療圏〕

・「藤田保健衛生大病院」を削除。

○総合周産期母子医療センター（最重篤な場合）

・「藤田医科大病院」を追加。

８　「小児救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

　【地域の小児基幹病院】

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

〔尾張東部医療圏〕

・「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

　【県の小児救急中核病院】

・県あいち小児医療センターについて、ＰＩＣＵ設置病院である旨を追加。

（９　「へき地医療」の体系図に記載されている医療機関名　変更なし）

１０　医療法施行規則第1条の14第7項第1号（在宅）に該当する医療機関

・表題を「旧医療法施行規則第1条の14第7項第1号（在宅）に該当する医療機関（※）」に変更し、表の下に「※病床過剰地域において、平成３０年４月１日改正前の医療法施行規則第１条の１４第７項第１号に掲げる場合（居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき）に該当するものとして、医療法第７条第３項及び医療法施行令第３条の３の規定に基づき、平成３０年３月３１日までに届出により病床を設置した診療所」を追加。

１１　地域医療支援病院として承認された医療機関名

　〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」を「藤田医科大学ばんたね病院」に変更。

１２　多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名

　（１）各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院

〔尾張東部医療圏〕

・「藤田保健衛生大病院」を「藤田医科大病院」に変更。

　上記のほか、別表中「掖済会病院」を「名古屋掖済会病院」に変更するとともに、医療機関の記載順序の整理等を行う。